

○DX時代の信頼と公共性 放送の価値と未来（民放連研究所客員研究員会 編）

第1章 「放送」概念についての覚え書き——通信と放送の融合を見据えて [林 秀弥]

第1節 はじめに

第2節 放送と通信の区別基準——歴史的経緯

2・1 当初の分類：電電公社民営化前およびN T T再編（1999年）前の体系

2・2 「境界領域的サービス研究会中間報告」

2・3 2010年放送法等改正

第3節 若干の考察

3・1 通信と放送の法体系の見地から

3・2 「社会的影響力」論と受信者側からみた放送概念のゆらぎ

3・3 周波数の有限希少性論

第4節 結びにかえて



【抜粋】

- 常時同時配信は放送かというところではない。…（中略）…これに対して、例えば、「ひかりTV」のようなIP放送（後述）については、放送法にいう「放送」とされている。…（中略）…しかし、**コンテンツそのものについては、「通信／放送」の区別はなくなっているように見え、それがどのように伝送されるかによって、そのコンテンツを伝送するサービスが通信または放送に区別されることになるにすぎなくなっているようにも見受けられる。**その一方で、放送と通信には、厳然たる規制の違いがある。
- **電気通信事業と放送事業の重要な相違点は、取り扱う情報に対する事業者の関与の有無であり、前者は関与しないことが大前提であるのに対して、後者は逆に放送番組として世の中に出すうえで全面的な編集責任を負っている。**…（中略）…電気通信事業とはまったく異なる特別の規律形態を歴史的に育んできたことが、「放送」を他のメディアサービスとは異なる特別の地位を付与し、それが放送概念の維持し続けるモメンタムとして機能してきたのではないと思われるのである。
- 2010年改正放送法によって、放送法が有線、無線のいずれの形態の放送をも対象とし、番組規制を同法に一本化したということは、**番組規制の根拠を「放送の影響の大きさ」という点に求めたものと解さざるをえない。**
- かつて通信と放送を分ける基準の1つであった**放送の即時性・同報性が、ブロードバンド・インターネットの普及に伴うコンテンツ配信サービス（いわば「公然性を有する通信」）の登場により放送固有のものではなくなった**ため、放送と通信と切り分ける基準として「社会的影響力」の程度があらためて脚光を浴びることになった。
- **放送の社会的影響力の判断について外形的に判断可能な定量的指標に重きを置いた分析になればなるほど、放送とインターネットメディアの境界は曖昧となる。**例えば…（中略）…情報源としての重要度について、全年代では、テレビ88.3%、インターネット77.5%…（中略）…の順に重要度が下がり、20代および30代において、インターネットの重要度がテレビの重要度をそれぞれ上回っているとの調査結果が出ている。…（中略）…このように、とりわけ若い世代にとっては、すでにインターネットがテレビより重要度を上回っているとの調査結果が出ており、またインターネット経由でのテレビ放送番組の配信（これ自体は放送法上はいわゆるインターネット活用業務であって「放送」ではない）が放送類似のサービスとして今後とも進展していくことが予想されている。**現実には、放送あるいはIP放送と放送類似の「インターネットテレビ」（通信）との社会的機能は近接してきており、利用者（視聴者）からすれば両者の細かな区分はわからない。**…（中略）…加えて**今後は、インターネットを介した一斉同報等の放送に類似した送信の品質も向上し、両者の機能がさらに近接する**ことが想定される。このため、ますます放送と通信とを区分する基準が見えにくくなる。

林構成員「『放送』概念についての覚え書き」（概要）②

- 例えば、総務省の説明では、IP放送とは、リニアサービス（サービス提供者が送信のタイミングを決定するもの）の形態をとり、クローズドネットワーク（回線事業者等が管理可能な閉域網でサービスが提供されるもの）で提供される放送の同時再放送（地上／衛星放送の再放送）または自主放送（地上／衛星放送の再放送以外）をいう、としているが、これらは、配信サーバーから全チャンネルを同時かつ一斉に送信されている（broadcastingされている）点（マルチキャスト方式による送信）を捉えて、利用者のリクエスト（要求）に応じてインターネットを通じて送信する通信とは区別されている。しかし、これはもっぱら技術的観点からの説明であって、放送の内在的意義ないし社会的影響力といった実質的観点からの説明ではない。このような**技術的観点からの形式的説明だけでなく、より放送の積極的意味づけに照らした説明が求められる**のではないか。
- そもそも放送とそれ以外の放送コンテンツの配信を区分する基準、特に上述の送信者と受信者の「紐帯関係」を基礎とした放送概念の識別基準はすでに今日的意味を失っている。**今後番組（コンテンツ）の受け手の側から放送概念を再構成する必要はあるまいか。もちろん放送概念の再構成には、著作権（自動公衆送信権）・著作隣接権（送信可能権）や放映権（放送権契約で定まる権利）の問題も絡み、実務的には難しい問題であるが、今後とも検討を深める必要がある。**
- これまで放送の自由の観点から放送の公共性を精緻化するための憲法的議論の営為が連綿と積み重ねられてきたのは、「「放送の公共性」は、それ自体価値関係的なニュアンスを帯びた言葉であるため、」、「**放送の諸特質という実態の背後に控えている憲法的価値を押さえて放送の公的規律を論証**しなければ、単なるイデオロギーに堕するおそれがある」からである。
- N H K 受信料訴訟最高裁判決は、放送を、「**憲法 2 1 条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである**」としている。**放送は単に消費者が見たいときに見るという消費的ないし嗜好的要素を超えて、「国民に広く普及されるべきものである」からこそ**、判決も述べるように、「電波を用いて行われる放送は、電波が有限であって国際的に割り当てられた範囲内で公平かつ能率的にその利用を確保する必要などから、放送局も無線局の一つとしてその開設につき免許制とするなど（電波法 4 条参照）、**元来、国による一定の規律を要するものとされてきたといえる**」のである。
- **放送に対してこのような規律をしているのは、伝統的に、放送が有限希少な電波を使用することおよび放送の及ぼす社会的影響力が大きいことによるとされてきたが、この根拠は真に根拠たりうるのかさらに精緻化していく必要があるように思われる。**
- **多様な価値観をもった人びとが、正しく偏りのない情報に基づいて、お互いの利害に配慮し、そしてお互いを人として尊重しながら議論ができることが健全な民主主義社会の基盤**であるとするならば、インターネットは、一部で、人びとが接する情報に強いバイアスかけることで、むしろ民主主義を弱体化させる効果をもたらしているようにさえ見受けられる。…（中略）…これらによって引き起こされる**知識、社会の二極化について考えるとき、その救いとなるのは、やはり放送である。**

【注】全文は以下のURLで閲覧可能です。

https://researchmap.jp/read_shuyahayashi/published_papers/32234470/attachment_file.pdf